諮問庁：厚生労働大臣
諮問日：令和８年７月１４日（令和８年（行情）諮問第９７６号）
答申日：令和８年１０月３０日（令和８年度（行情）答申第７５７号）
事件名：研究用を使って作ったワクチンが安全だと証明できる報告に関する文書の不開示決定（不存在）に関する件

答　申　書

第１　審査会の結論

別紙の１に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定について、諮問庁が別紙の２に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、改めて開示決定等をすべきであるとしていることは、妥当である。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）３条の規定に基づく開示請求に対し、令和８年３月２７日付け厚生労働省発医薬０３２７第４２号により厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

２　審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（１）審査請求書

ア　趣旨

情報開示請求で出していただいた特定医薬品の特定年月日の審議結果報告書をみて驚きました。一枚目に「劇薬に該当する」とあり、国民は劇薬という情報を頂いていません。政府行動計画には「可能な限り科学的根拠に基づく情報発信」とあり、こんな大事な情報を知らされてなかったことに驚きました。政府は安全だ、安全だ、効果があると国民の８割に打たせました。もし劇薬と知っていれば、打つか打たないかの判断がもっと慎重にできたと思います。この報告書を独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「ＰＭＤＡ」という。）と厚労省は判断して、安全だと承認を与えました。中身を見て、また仰天してしまいました。特定物質Ａと特定物質Ｂは初めての採用で、そのために判断をしたというようなことが書かれていて、問題点もたくさん書かれていました。例えば、肝細胞の空胞化

が見つかったと。これは非特異的な肝損傷のサインとあり、この時はその後消失とありましたが、何度も何度も繰り返し特定医薬品類接種で、空胞化が常態化している可能性もあります。特定医薬品類７回も８回も打たせて、肝細胞の調査は必要かと思われます。今後も、特定医薬品類接種する人には肝細胞のテストもやる必要があり、国民にも、このような大事な情報はきちんと知らせて、打つか打たないかの判断をさせるべきです。このような健康診断をきちんと再調査しているのか？特定型特定医薬品類はみな特定物質Ａおよび特定物質Ｂが使われ、肝細胞テストをやるべきです。どのような調査を行ってきたのか？薬害がないという確実な証拠を出してください。

イ　正当な理由

過去、何度か開示請求しましたが、いずれも確かな回答がありません。特定物質Ａと特定物質Ｂは、海外特定機関が製造業者の報告として、「この製品は研究用であり人や動物の診断又は治療には使用不可」と警告が出ていました。警告が出ている材料で作った特定医薬品類であり、どこが安全なのか？基本的な問題から不信感がつのります。最近の論文で特定大の研究でミトコンドリアの不調が心筋炎を引き起こしていたと発表があり、これも打つ人にはミトコンドリアの状態の検査も必要です。調査することがたくさんあり、打つ人にはきちんと情報を開示しておかなければ、あとで何が起こるか？責任が問われます。どのような調査をして安全性を確かめたか責任ある政府としての対応を開示していただきたいです。安全性の再調査です。

（２）意見書

特定年月日に審議会報告書が出されました。特定医薬品です。この報告書を見ると初めての採用の特定物質Ａと特定物質Ｂを繰り返し臨床試験していました。その中で、気になった報告に肝細胞の空胞化がありました。これは肝細胞の中に空洞ができていたという事で、ＰＭＤＡは重要視していませんでした。短期間の審査機関（原文ママ）で特定医薬品類は通常１０年～１５年の研究機関（原文ママ）があり、この特例承認はわずか１年です。その後も、死亡した方や、後遺症で苦しむ人が審査請求してもハードルが高いとあきらめている人もいるそうです。国は安全で効果があると国民に思いやり特定医薬品類だと推奨し続けました。肝細胞の空胞化は病理現象だと。繰り返し繰り返し特定医薬品類接種で肝臓に異変が出ているかもしれません。

この薬害に、顔面麻痺が出ていて、報告件数は２１件だと。神経系事象は１８例と。顔面麻痺は異常だと思います。ここまで後遺症が出る特定医薬品類を国は安全で効果的とこのような事例は全く聞いていません。

こんな報告があれば、国民はもっと慎重になり、打つか打たないかの判断ができたと思います。

ここまで後遺症が出ていながら、まだ打たせる国には信用ができなくなります。審議会はいつも、安全性に特別の懸念はないと打たせます。顔面麻痺や肝細胞の空胞化や、神経系事象や、心筋炎もありました。どこが安全なのか？国の責任において国民に説明していただきたい。

第３　諮問庁の説明の要旨

１　本件審査請求の経緯

（１）審査請求人は、開示請求者として、令和８年２月２４日付け（同月２６日受付）で、処分庁に対して、法３条の規定に基づき本件請求文書の開示請求をした。

（２）これに対して、処分庁は、審査請求人が開示を求める文書については、事務処理上作成又は取得した事実はなく、実際に保有していないことから、令和８年３月２７日付け厚生労働省発医薬０３２７第４２号により、原処分をしたところ、審査請求人は、これを不服として、同年４月６日付け（同月８日受付）で本件審査請求をした。

２　諮問庁としての考え方

本件審査請求については、別紙の２に掲げる文書を本件対象文書として新たに特定し、その一部を開示するのが相当である。

３　理由

（１）処分庁の判断について

処分庁は、本件請求文書の有無を確認したところ、「研究用を使って作った特定医薬品類が安全だと証明できる報告」旨の文書については事務処理上作成又は取得した事実はなく、実際に保有していないことを確認した上で、本件請求文書は不存在であるとして、不開示決定をした。

審査請求人は、審査請求書（上記第２の２（１））において、「研究用を使って作った特定医薬品類が安全だと証明できる報告」について開示を求めているところ、諮問庁は、本件審査請求を受け、本件請求文書の有無を改めて確認したが、処分庁が本件請求文書を事務処理上作成又は取得した事実はなく、実際に保有していないことを確認した。

したがって、処分庁の判断は妥当である。

（２）新たな文書の特定について

審査請求書に記載の審査請求人の主張を踏まえると、審査請求人は、本件開示請求において、「特定医薬品類における特定物質Ａと特定物質Ｂについての安全性」について示した文書を求めていると解することもできる。

したがって、その観点から、別紙の２に掲げる文書を本件対象文書として新たに特定し、その一部を開示することとしたい。

４　結論

よって、本件審査請求については、別紙の２に掲げる文書を本件対象文書として新たに特定し、その一部を開示するのが相当である。

第４　調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

①	令和８年７月１４日	諮問の受理
②	同日	諮問庁から理由説明書を収受
③	同月２８日	審議
④	同年８月３日	審査請求人から意見書及び資料を収受
⑤	同年１０月１５日	本件対象文書の見分及び審議
⑥	同月２６日	審議

第５　審査会の判断の理由

１　本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件請求文書について、事務処理上作成又は取得した事実はなく、実際に保有していないとして、不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件請求文書の開示を求めているところ、諮問庁は、本件開示請求の対象として本件対象文書を改めて特定し、その一部を開示することとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

なお、諮問庁は、理由説明書（上記第３の３（２））において、本件対象文書の一部を開示することとしているが、不開示とする部分の説明はなく、さらに、当該部分について不開示条項を含めた不開示理由が示されておらず、具体的な説明もなされていないこと等に鑑み、本件対象文書の不開示情報該当性については判断しない。

２　本件対象文書の特定の妥当性について

（１）審査請求人は、審査請求書及び意見書（上記第２の２）において、特定医薬品には、人や動物の治療に使用不可と警告が出ている特定物質Ａ及び特定物質Ｂが使用されているが、特定医薬品の安全性について開示すべき旨主張している。

これに対し、諮問庁は、理由説明書（上記第３の３）において、審査請求人の主張は、特定医薬品類における特定物質Ａ及び特定物質Ｂについての安全性について示した文書を求めていると解することもできるとして、その観点から本件対象文書を新たに特定したいと説明している。

（２）そこで、本件対象文書を確認したところ、本件対象文書は特定医薬品に係るＰＭＤＡでの審査結果を示した文書であり、特定物質Ａ及び特定物質Ｂを含む特定医薬品の安全性等が審査された文書であることが認められる。

他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情は認められず、審査請求人において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書が存在するという具体的な根拠に関する主張等もないことからすると、厚生労働省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められない。

（３）以上のことから、厚生労働省において、本件対象文書を特定し、開示決定等をすべきとしていることは、妥当である。

３　審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

４　本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定について、諮問庁が本件対象文書を特定し、改めて開示決定等をすべきであるとしていることについては、厚生労働省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定し、開示決定等をすべきであるとしていることは、妥当であると判断した。

（第３部会）

委員　稲山文男、委員　久末弥生、委員　芳仲美惠子

別紙

１　本件請求文書

特定年月日の審議結果報告書に「劇薬に該当する」とあり驚きました。劇薬に指定されているとあり、ＰＭＤＡは「毒性が強い」という意味ではないと。しかし、実際多くの人が亡くなり、後遺症で苦しんでいます。審議結果報告書に繰り返し特定物質Ａと特定物質Ｂの解説が出てきて、この製品は海外特定機関が「研究用であり人や獣医の診断又は治療には使用できない」とあり、研究用を使って作った特定医薬品類が安全だと証明できる報告を開示して下さい。

２　本件対象文書

特例承認に係る報告書（特定年月日付け独立行政法人医薬品医療機器総合機構）